

神戸市耐震改修促進計画 〔2021～2030〕

令和3年3月

神戸市



1 計画の概要

(1) 目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであったとされています。この教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)(以下「耐促法」という。)」が制定されています。本市では、今後の目標と取り組みを示す新たな「神戸市耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化に取り組んでいきます。

(2) 本計画の位置づけ

本計画は、耐促法、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、本市の耐震改修の実施に関する目標及び施策等に関する事項を定める事業実施計画とします。

(3) 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

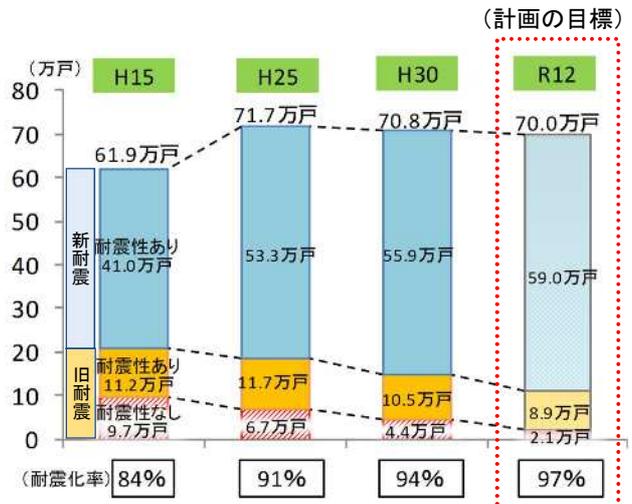
2 耐震化の達成状況と目標設定

(1) 「住宅全般」の耐震化の状況と目標設定

住宅の耐震化率は、現況94%(平成30年調査)であり、一定向上しています。

所有者の高齢化の進展や、建物の状況から、取り組みが困難なものが多くなってきていると考えられますが、令和12年度の目標耐震化率を97%とします。

住宅の耐震化率	
現況(平成30年調査)	94%
令和12年度目標	97%



住宅耐震化の状況の推移と目標値
(H15~H30は住宅・土地統計調査からの推計値)

(2) 「耐震診断義務付け対象建築物」の耐震化の状況と目標設定

耐震診断義務付け対象建築物(要緊急安全確認大規模建築物)は、平成29年の公表時点で150棟あり、そのうち「耐震性能が不足しているもの」が37棟ありましたが、現況24棟(令和2年度)となっており、令和12年度に10棟以下となることを目標とします。

3 耐震化推進のための取り組み

(1) 住宅の耐震化

- ・ すまいの耐震診断員派遣事業・耐震改修事業

住宅の無料耐震診断員派遣や、耐震改修工事を行う場合の工事費等への補助等を実施し、耐震化を図る所有者を支援するとともに、必要に応じて事業の変更を検討します。また、国の制度を活用するため「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を作成します。

- ・ 共同住宅の耐震化

共同住宅の耐震改修を支援するため、アドバイザー派遣や耐震改修に必要な精密診断費、耐震改修工事費への補助等を行います。

- ・ 多様な地震対策支援制度

瞬時に倒壊しない程度の耐震改修への補助や、防災ベッド等設置への補助等、多様な選択肢を用意し、建物の倒壊等から生命を守る観点で支援策を講じます。

- ・ 関連施策との連携による耐震化の推進

今後も長く使用されるすまいに対して耐震化を推進するとともに、建替え・解体等住宅・地域の耐震化につながる様々な施策との連携を図ります。

(2) 多数の者が利用する建築物等の耐震化

- ・ 要緊急安全確認大規模建築物

耐震診断が義務化された大規模建築物は、耐震化の実現に時間を要する場合も多いため、充実した補助制度により、所有者を支援します。

- ・ 緊急輸送道路沿道建築物

耐促法第6条第3項第2号に定める「耐震改修の促進を図ることが必要と認められる道路」として神戸市地域防災計画に定める「緊急輸送道路」を指定し、補助制度により所有者を支援します。

- ・ 中・小規模建築物

大規模建築物や緊急輸送道路沿道建築物に該当しない中・小規模建築物についても、耐震化の状況を踏まえながら、支援策について検討していきます。

(3) その他の安全対策

- ・ 家具の固定促進事業

地震時の家具の転倒に備え、家具固定費への補助や専門家派遣を実施します。

- ・ 危険ブロック塀等の撤去助成

神戸市地域防災計画では、「地震時には、安全な避難経路を選ぶこと」としていることから、「不特定多数の者の往来がある道等に面している」危険なブロック塀等の撤去に対する助成事業を実施します。

- ・ 建築設備・超高層建築物等の地震対策

エレベーターの防災対策改修補助事業を実施します。超高層建築物の長周期地震動に対しては、国の取り組み状況等を把握しながら、今後必要に応じて対策を検討します。

- ・ 耐震性に係る表示制度

耐震改修したことを所有者がPRできるよう、耐震性が確保されている旨の認定を受け、表示することができる制度を、耐促法により実施します。

- ・ **建築物の耐震化に関する指導等**

耐促法により、旧耐震建築物の所有者に対し、規模・用途等に応じて必要な指導・助言・指示を行います。また、建築基準法により、当該建築物が著しく保安上危険な状態の場合の所有者等に対し、除却、修繕、使用禁止等の勧告・命令を行います。

(4) 耐震化を促進するための普及・啓発

- ・ **多様な媒体等による広報**

耐震化の必要性や支援制度について、広報紙・地域情報紙や市ホームページ等広く市民に広報するとともに、ICT手法の活用や対象者の限定等、効果的な広報を行います。

- ・ **地域での取り組み**

地域団体でのチラシ配布・ポスター掲示や出前トーク等を行うとともに、旧耐震住宅が多い地域では、耐震改修事例の見学会等様々な普及啓発活動を重点的にを行います。

- ・ **他の住宅施策との連携**

市民の住宅に対するニーズやライフステージに応じて耐震化にも取り組めるよう、市が開発している他の住宅関連制度とも連携した普及・啓発の取組みを検討します。また、マンションの管理状況の届出制度と連携した取組みを検討します。

- ・ **相談体制の充実や耐震改修工事を安心して依頼できる仕組みの整備**

すまいの総合情報拠点である「神戸市すまいとまちの安心支援センター(すまいるネット)」で耐震化の相談、情報提供、補助申請の受付等を行うとともに、耐震診断・耐震改修ができる建築士・工事業者の名簿を作成し、市民の業者選定の支援を行います。

- ・ **リフォーム工事や中古住宅流通等にあわせた耐震化の促進**

中古住宅の流通・相続やリフォーム工事等のタイミングにあわせた耐震化を市民に働きかけ、良質な住宅ストックの形成が促進されるよう努めます。

- ・ **関係団体との連携**

建築関係団体、大学、金融機関、市民団体等と連携し、耐震化の普及・啓発や、耐震化事業を適切に実施できる専門家を育成するための説明会・講習会等を実施します。

- ・ **住教育の取り組み**

小・中学校の家庭科の授業や建築系高校での実習等、住教育を通じた啓発を行います。

[担 当] 神戸市建築住宅局建築指導部耐震推進課
〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル5階
TEL (078)595-6578 FAX(078)595-6664
